

消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令案に対する意見公募要領

令和7年10月6日
経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

近年のインターネット取引の拡大及び玩具等の子供用の製品の安全確保のため、令和6年の通常国会において「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第67号。以下、当該改正法により改正された消費生活用製品安全法を「改正消安法」という。）が成立し、同年6月26日に公布されました。改正消安法では、従来の「特定製品」に加え、子供向けで特に安全表示が必要なものを「子供用特定製品」として新たに定義し、技術基準や使用年齢の表示を義務付ける制度が導入されています。

この改正を踏まえ、令和6年12月に消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和6年政令第374号）が公布され、乳幼児用ベッドを「子供用特定製品」に、乳幼児用玩具を「特定製品」及び「子供用特定製品」に指定しました。

今般、昨今の事故の発生状況等を鑑み、乳幼児用ベッドガード及びベビーカーの2品目を新たに「特定製品」及び「子供用特定製品」として追加すべく、消費生活用製品安全法施行令の一部改正します。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

「消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令案」

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- (2) 窓口での配布

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ製品安全課
(東京都千代田区霞が関 経済産業省本館9階西6)

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和7年10月6日（月）～令和7年11月5日（水）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」
電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。
- (2) 郵送
意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお

送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ製品安全課

パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： bz1-pubcome-productsafety@meti.go.jp

（電子メールの件名を「消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令案に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

